

小特集「元号を考える」

僕が元号を使わない理由

坪井秀人

元号について書くようにとのお申し越しを受けて書いているのだが、実はまったく気が進まない。何しろ自分は元号を使わない人間だからだ。元号を使う人たちや組織、あるいは使うべきだと主張する人たちに對して、特に何も言うべきことはない。使うのも使わないのも自由。それだけだ。僕は他人が個人としてどのような時間的呼称を使おうとも干渉はしないし（使うなどは言えないという意味において）、逆に自分も他人からとやかく干渉されたくない。

「一世一元」の天皇代替りと結びついた元号を使わなければ西暦使用ということになるが、世間には元号を使わず西暦を用いると、西暦はキリスト紀元ではないかという批判もある。しかし、ロンドンの時間を標準に世界の時間を決定するグリニッジ平均時（G M T）がそうであるように、所詮、時代も時間も恣意的にしか統一することが出来ない。タイなど東南アジア諸地域の仏暦や台湾の民国紀元のような例もあるが、併記はともかく、西暦をまったく使わない地域は世界では稀で、その批判は西欧由来だから洋服を着るなという水掛け論を誘発するのがオチであろう。したがってここでも西暦批判の議論には乗らない。

もつとも、二十一世紀のこの現代に「皇紀」（神武天皇即位紀元。今年二〇一八年は「皇紀

二六七八年)に当たる)を信奉して使う人と戦時期の歴史について語らなければならなくなつたとしたら、それはさすがに居心地が悪い。日本が起こした〈先の大戦〉をどう呼ぶかということに似て、時代区分や紀年法をどう使い、何を選ぶかは、自ずと政治的な態度表明とならざるを得ない。〈皇紀〉については、スカルノらが日本の敗戦の二日後にジャカルタで行ったインドネシアの独立宣言の日付が(一〇五年八月一七日)と日本軍政時代を引き継いで皇紀(二六〇五年)を用いていることは、よく知られている。紀元や元号とは、ひとり日本国内にとどまらないアジアや世界の歴史にも関わるものだ。

元号使用については他人からとやかく言われたくないと書いたが、すべてを撥ね付けられるわけでもないだろう。僕の場合最初の就職先は公立大学で次は国立大学、そして現在は日文研と、文字通りずっと国公立の宮仕えの身。私立の学校や民間企業のことはわからないが、お役所での公式文書や日常的に回答を求められる書類などはほぼすべて元号使用がデフォルトになつている。個人番号の時もそうだったが、原理的なところで抵抗はしても局所的には抵抗しないという態度を僕なりに選んできたので、〈平成〉と記された(まるで踏絵を促されるように)余白に年を書き込んだことも何度かはある(数えるほどではあるが)。だが、許される限りは〈平成〉には上に線を引いて消して西暦を書き込むこととなるべく続けてきた。これはもう平成が始まつて以来、ずっとだ。

元号については一九七九年に成立公布された元号法という法律があるが、それは元号を使えとは言つていない。もちろん日本国憲法のどこにも元号については記されていない。国民や官公庁に対して元号を使用せよと強制する法的根拠はどこにも存在しない。官公庁の使用も慣行に属するし、政府(具体的には参議院での質問に対する一九八七年当時の首相中曾根康弘の答

弁）の見解も、元号使用は「国民への協力」を呼びかける域内にとどまる。

元号法制化を進める戦後の歴史を振り返れば、国旗国歌法制化との抱き合せで、その端緒としては一九六八年、「明治百年」のコメモレーションに関わる政治的力学がある。一九六八年といえば言うまでもなく「五月革命」のその年（昨年は民博での力の入った企画展示「一九六八年」が話題になった）。大島渚監督が翌年封切りの映画『新宿泥棒日記』（横尾忠則が主演で出演）が不穏でアーティキーな若者たちを活写したように、遠くなりにける明治の偉業と歴史の蓄積を蹴散らすような現在的なエネルギーがあつあつと涌いていた時期であった。

政府が主催し、昭和天皇・皇后夫妻や皇族たちも出席して、日本武道館にて明治百年記念式典がにぎにぎしく挙行されたのは、大島の映画がリンクする新宿騒乱（新左翼の学生たちと機動隊が衝突）の翌々日（十月二十三日）だったことを思い起こしておいてもよいだろう。樋島有三のような右派運動家が左派の学生運動に対抗する組織結成に動いてきたこと、その中から「元号法制化実現国民会議」のような組織が結成されたこと、そして一九七〇年代のこうした一連の運動の潮流から今日なにかと話題になることが多い日本会議も生まれてきたこと、そのような左右対立の時代的機運と元号使用を促す運動とはもちろん無関係であるはずがなかつたのである。

明治百年と元号との関わりについては、元号の問題について書かれた最も新しい著作と言える鈴木洋仁『「元号」と戦後日本「明治・大正・昭和」を読む』（青土社、二〇一七）も、そのことを問題化している。「一九六八年」が学生運動その他世界同時的な激動の年を指示している一方で、国内的にはその年に「明治百年」を祝われる。この対極を鈴木は「明治」と「戦後」（戦後民主主義）の対立の構図として描きながら、次のように言う。

『しかしながら、（……）「明治百年」は、二項対立の「どちらか」を選択した結果ではなかった。そうではなく、「明治」と「戦後」の両者を、あるいは、そうした複数の線分を混在させ、そして、「戦後」の原型を「明治」に見出していた。この複数性や二重性こそが、この「一九六八年」における歴史意識の非対称性が持つ含意にほかならない。』（同書、二〇七—二〇八頁）

元号法制化を推し進めようとしてきた勢力の本当のゴールはもちろん元号などではなかつた。元号法とセットで運動が法制化を主張してきた国旗国歌法は一九九九年に成立した。そしてその先にあるのは改憲であることは言うまでもない（それも九条の前に、二十四条を改訂して家族条項を盛り込むことで、伝統的な日本の家族共同体の復活が目論まれている）。国旗国歌法の成立は、（僕もそうだが）それを拒否してきた人々にとってその傷跡は深く、教育の現場や公務員の位置取り（ポジショニング）に對して抑圧的に働いていることは、これまでの事例からも明らかであろう。国歌国旗について国の答弁は、指導はするが強制はしない、義務づけはしないと言っているにも関わらず、自治体レベルではそうはなっていない。指導とはすなわち強制・義務化であるわけで、そこには巧妙な二枚舌の論理が働いているからだ。

元号は国歌国旗、そして憲法改正（改悪？）とセットで保守派によって法制化が図られてきて、とりあえずそれは実現したものの、「君が代」を歌わせるのと同じ強制力は、そこではまだ働いていない。僕がやってきたように、元号のところに消し線を引いて西暦を書き込んでも、処分の対象にはならないはずだ。にもかかわらず、元号が自ずと背負ってしまったものがいかなるものであつたかを、元号法成立までの歴史は説き明かしてくれる。その痕跡がいつもでも消えることはないことを、私たちは知つておくべきだ。

さて、いまや〈天皇元首化・憲法改悪〉につながるとして元号法を批判していた日本共産党までが機関紙の『赤旗』で元号・西暦併記を復活させる体たらくに陥っている。昨今だが、例えれば、祝日になると日の丸が近所の軒のあちこちにかかっていたような風景が遠い昔になってしまった一方で、学校現場での国旗国歌の指導＝強制の法的整備が私たちを取り囲む。おそらく自宅にしまわれた日の丸を見たことのない世代、若者たち投票世代の保守化、自民党支持への傾斜を、メディアも半ば追認的に強調しているが、そこから見えてくるのは、眼前の風景から消えた日の丸や君が代、そして元号の内面化が企まれていることではないだろうか。

昭和天皇が死去して、当時の小渕官房長官（彼は後に総理大臣として国旗国歌法を成立させた）が墨書きされた新元号〈平成〉を会見で発表したときに、僕は思わずのけぞった。実はそれまで、告白すれば、若い文学研究者・大学教師として、明治大正は言うに及ばず〈昭和〉といふ年号を使ってきた（ただし元号ではなく〈年号〉という意識ではあったが）。〈昭和〉は自分が生まれたときにすでにそれを使うことが慣用化されていて、自分はそれを選ぶ時代に立ち会えなかつたが、〈平成〉は違つていた。〈平原に成る〉（平和になる、とも読めるが）、この安っぽくて平凡な二字の漢字は、以後使うまいと心に決めた。

天皇崩御後の異様な自肃ムードが日本を蔽つていたその時期に、僕は自分の最初の単行本の上梓に向けて、最終的な編集作業を進めていた。前述の通り、各章の本文は書誌情報も含めて年号表記になっている。僕の場合近代文学を扱うので、主として用いるのは明治・大正・昭和だが、奥付をどうするかという問題が生じていた。その本（『萩原朔太郎論』『詩』をひらく』和泉書院）の奥付は結局次のようになつた。〈一九八九年四月二日〉。昭和はア・ブリオリだからという、自分への言い訳でそのまま残した。しかし、それはどこか二重基準になるのと、何

より面倒になり、以後はすべて西暦で（平安朝の時代であろうが江戸であろうが）統一している。

来年には天皇の生前退位によって平成が別の元号に改まる。そして今年は「明治百五十年」だとか。しかし僕にとって確実なことは、どんなに美しい二字漢字が選ばれようと（いつそ八世紀の一時期に見られたように四字にしてみたらどうだとも思うが、それもどうでもいい）、それを使うことはないということ。それだけだ。

（国際日本文化研究センター教授）